

かわさきしきよじゅうしえんせいどりようしゃ てつづ じゅんじょ 川崎市 居住支援制度利用者の手続き 順序

ひがいしやいちじほごしせつたいしよしゃとう ほーむれすじりつ
(DV被害者一時保護施設退所者等、ホームレス自立
しえんしせつたいしよしゃ じどうふくししせつなどたいしよしゃとう
支援施設退所者、児童福祉施設等退所者等)

1 制度の内容説明

制度の詳細な内容は、川崎市住宅供給公社及びまちづくり局住宅整備課で説明を行っています。また、パンフレットを入手したい方や簡単な制度の説明は、各区役所の保健福祉センターなどの福祉相談窓口でも行っています。

2 対象者の確認・協力不動産店リストの入手

- ①対象者の確認を川崎市が行います。窓口はまちづくり局住宅整備課にお問い合わせください。
- ②「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」に必要事項を記入し、確認業務を行う窓口へ提出してください。必要に応じ、書類の提出を求める場合があります。
- ③担当窓口で対象者であることを確認後、「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」に確認スタンプを押したものの(「ホームレス自立支援施設退所者」で新規に居住支援制度を利用する者については、第5号様式の裏面にも、利用者がアフターケア支援を受ける対象者であることを証明する確認スタンプが押されます。)と、「協力不動産店リスト」をお渡しします。本制度の対象物件は、「協力不動産店」として登録している不動産店が管理する賃貸住宅です。現在約230店舗の登録があります。

3 協力不動産店で部屋探し

ご自分で協力不動産店をまわり、空き部屋を探してください。市役所は物件を紹介いたしません。なお、契約については不動産店の判断で行うものですので、対象者であっても契約に至らない場合もありますので御了承ください。

また、協力不動産店以外の賃貸住宅をご希望の場合は、当該住宅を管理

する不動産店を協力不動産店として新たに登録していただく必要がありますので、川崎市住宅供給公社又はまちづくり局住宅整備課に御相談ください。

4 協力不動産店で保証手続き

協力不動産店で手続きを行います。「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」に確認スタンプを押したものを協力不動産店に提出してください。また、「保証委託申込書兼契約書」に必要事項を記載してください。

◎必要書類等…「川崎市居住支援制度利用申込書(第5号様式)」に確認スタンプを押したもの、「印鑑」

注 1) 保証会社の審査後、不動産店を通じて保証会社に保証料を支払います。

注 2) その他、賃貸借契約や家財保険契約などがあります。

5 入居